

相続登記はお済みですか。

電話・面接
による

司法書士会の相続登記無料相談

相続登記を放置しておくとう権利関係が複雑になり、後日、財産争いの原因ともなりかねません。相続登記はお早めに済ませることをお勧めします。

＜電話による相談＞ 月～金(祝日を除く) 午後1時～8時

相談専用電話 022-221-6870

フリーダイヤル 0120-216-870

＜面接による相談＞ 要予約 月～金(祝日を除く) 午後2時～4時

場 所 宮城県司法書士会館 (仙台市青葉区春日町8-1)

受付電話 022-263-6755 (受付時間/午前9時～午後5時)

□他の面接相談会場 (祝日は除く)

相談日 水・土曜日 午後1時30分～4時30分 予約優先

大崎司法書士相談センター ☎0229-23-1802

石巻司法書士相談センター ☎0225-96-3611

仙南司法書士相談センター ☎0224-53-7116

気仙沼司法書士相談センター ☎0226-29-6760

相談日 月～金・土曜日 予約優先

南三陸司法書士相談センター ☎0226-46-4051 (午後1時30分～4時30分)

山元司法書士相談センター ☎0223-37-5901 (午後1時30分～4時30分)

女川司法書士相談センター ☎0225-50-3001 (午後1時00分～4時30分)

相続登記に最も精通し実績のある法律家

私たち司法書士にご相談ください。



「司法な人」の司法書士へ

＜お問い合わせ先＞

宮城県司法書士会

電話 022-263-6755

FAX 022-263-6756

平成28年2月1日～2月29日は「相続登記はお済みですか月間」です。お気軽にご利用ください。

相続が発生したら・・・

相続財産のうち不動産を相続した場合、お早めに登記することをお勧めします。長い間登記をしないで放置していたため、相続人が死亡してしまい、相続権のある人が次第に増え、遺産分割の協議がまとまりにくくなってしまうことがあります。そもそも、遺産分割協議をする相続人が誰なのかも、はっきりわからなくなってしまうケースも見られます。

相続登記は、登記をしなければ罰せられるというわけではありませんが、放置することは、後の相続人に手間と費用を掛けさせてしまう結果となります。早いうちに（複雑にならないうちに）、相続登記を済ませることが望ましいです。

相続人に行方不明の人や未成年の子がいる場合・・・

相続人の中に、行方不明の人、生死不明の人、未成年の子がいる場合、その人を除いて遺産の分割協議をすることができません。

仮に、分割協議をしても有効な分割協議とはなりません。

行方不明、生死不明の人が存在する場合には、不在者の財産管理人の選任、失踪宣告の申立などの手続きを経て、また、未成年の子がいる場合には、特別代理人の選任の手続きを経て、分割協議を行うこととなります。

このような方が相続人にいらっしゃる場合、司法書士へ一度ご相談してみてください。

遺言を残した場合の効果

相続をめぐるトラブルの多くは、遺言書がなかったために起きています。遺言とは、自分の考えで自分の財産を処分できる明確な意思表示です。例えば「妻に全財産を相続させる。」との遺言を書いておけば、妻は全財産を誰に遠慮することなく相続できるのです（ただし、次の遺留分に注意）。遺言は元気なうちにしっかりと書いておくことをお勧めします。

いりゅうぶん 遺留分・・・って？

いざ遺言書を開けてみると、相続人のうちの一人だけに土地・建物を相続させると書いてあった……。残された者にとってあまりに不公平な内容だったという話はよく耳にします。こんなときのために、遺留分という制度があります。遺留分とは、たとえ遺言者の意思が尊重されるとしても、最低限度これだけは相続人に残しておかなければならないという、いわば遺言によっても奪われない相続分のことです。こんなときどうしたらよいかは司法書士にご相談ください。